

単価契約注意事項

公告本文によるほか、次のとおり入札を実施する。

1 参加資格

公告本文に示すほか、次の各号による。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者
- (2) 契約担当官から指名停止の処置を受けている期間中でない者
- (3) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する公共事業等から排除する要請がない者で入札心得の内容を誓約している旨、入札書に記載する者

2 入札の無効

次の各号に該当する入札は無効とする。

- (1) 参加資格のない者の入札又は入札に関する条件に違反した入札
- (2) 電話、電報又はFAXによる入札
- (3) 入札金額が明瞭でない入札
- (4) 入札者の記名押印がない又は印影が判別しがたい入札
- (5) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に違反する事態が生じた場合

3 契約書の要否

契約金額が250万円を超える場合は契約書を、50万円以上250万円以下の場合は請書を作成する。

但し、官側が特に示す場合又は契約者の申し出により、契約書等を作成する。

本入札にあたり、契約書を作成する場合に使用する条項については、駐屯地用標準契約書に示す条項のうち下記のとおりとする。

- (1) 糧食品売買契約条項
- (2) 談合等の不正行為に関する特約条項
- (3) 暴力団排除に関する特約条項
- (4) 単価契約に関する特約条項

4 入札方法

郵便・信書便入札は認めるが、電子入札は認めない。

5 落札決定方法

単価による。予定価格の制限の範囲内における最低金額で応札したものを落札者とする。ただし、落札者となるべき最低応札者が2人以上ある場合はくじにより決定する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率対象品目については100分の8）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

6 その他

- (1) 応札前までに、令和07・08・09年度防衛省競争資格（全省庁統一資格）決定通知書（写し）の提出をされたい。また以前の入札等で既に提出している場合は、その旨を申し出られたい。
- (2) 仕様書は富士学校会計課で配付する。受領の際、令和07・08・09年度防衛省競争資格（全省庁統一資格）決定通知書（写し）の提示をされたい。
- (3) 応札前までに、入札に参加するものが代理人の場合、委任状を提出されたい。
- (4) 郵便・信書便で入札する場合は、入札書を封筒に入れて封入口及び封筒の継目に捺印し、封筒の表に契約件名、入札執行日時及び入札書在中と朱書きして、入札日前日（土日祝日を除く。）17時まで必着させ、その旨を通知すること。